〈令和８年度〉館林市結婚新生活支援事業

新婚生活を始めるための費用を補助します！

※受付は平日８：３０～１７：１５まで（年末年始は除く）

〈補助対象〉
新婚生活のための引越費用

〈補助対象〉
住宅の取得費用
賃料、敷金、礼金
共益費、仲介手数料
リフォーム費用

〈補助金額〉
・夫婦とも 29 歳以下の場合
1 世帯当たり
上限 60 万円
・上記以外の場合
1 世帯当たり
上限 30 万円

補助の対象となる夫婦

以下の１又は２のいずれかに該当する夫婦

1. 次の⑴～⑼の全てに当てはまる夫婦

⑴ **令和８年１月１日から令和９年３月２６日までに婚姻した夫婦**
※外国籍同士での婚姻の場合、日本方式での婚姻のみ対象
※初婚ではない夫婦の場合、対象外となることがあります
※令和８年３月２７日以降の婚姻についてはご相談ください

⑵ **婚姻日において、夫婦が共に３９歳以下**

⑶ **夫婦の所得※を合算した金額が５００万円未満**
※直近の所得証明書に基づいた所得。ただし、貸与型奨学金を返済中の場合は例外あり

⑷ 申請日において、夫婦のいずれかが市内の補助対象物件に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている

⑸ 市税の滞納が無い

⑹ 過去に本補助金及び他の自治体による同様の趣旨の補助金等の交付を受けていない

⑺ 館林市わくわく地方生活実現支援金の交付を受けていない

⑻ 補助対象費用について他の公的な制度による支援を受けていない

⑼ 館林市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない

⑽ 市が定める講座を夫婦ともに受講する（10 分程度の動画を視聴）※詳細は窓口でご案内します

2. 令和7年度に初めて本補助金の交付を受けているか、又は本補助金の交付を受ける資格の認定を受けていて、令和7年度の補助金交付決定額が補助上限額未満の夫婦（以下「令和7年度からの継続補助を受ける夫婦」といいます。）

補助の対象となる費用

令和８年４月１日から令和９年３月２６日までに実際に支払った、以下の費用の合計額のうち、夫婦とも２９歳以下の場合は１夫婦につき６０万円、それ以外の場合は１夫婦につき３０万円を上限とします。（令和７年度からの継続補助を受ける夫婦は、補助上限額から令和７年度の交付決定額を差し引いた金額を上限とします。）

住居費用：婚姻を機に、館林市に住宅を取得、賃借又はリフォームする際に要した費用
（住宅取得費用、賃料※1、敷金、礼金、共益費、仲介手数料及びリフォーム費用※2）
※1 住宅を賃借する際に要した費用を補助の対象とする場合は、夫婦ともに市内の補助対象物件に居住し、かつ住民基本台帳に記載されていることが必要です
※2 倉庫及び車庫に係る工事、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事並びにエアコン、洗濯機等の家電の設置工事はリフォーム費用から除きます

引越費用：婚姻を機に、館林市内に引越しを行った際に、引越業者又は運送業者へ支払った費用

〈申請・問合せ先〉　館林市役所　子育て支援課　子育て支援係（１階９番窓口）
TEL：０２７６－４７－５１３５（直通）　※平日８：３０～１７：１５

― 必要書類・手続方法については裏面をご覧ください。―

館林市結婚新生活支援補助金　申請手続

①　交付申請（申請期間：令和８年５月１日～令和９年３月２６日）

以下の書類を、館林市役所子育て支援課へ提出してください。

※ 対象となる要件や必要な提出書類の確認のため、**必ず事前にお問い合わせください。**

○：基本的にすべてのかたが必要なもの　△：該当する場合のみ必要なもの

	提　出　書　類	新規	継続補助
①	**結婚新生活支援補助金交付申請書**	○	○
②	**婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は婚姻届受理証明書**	○	
③	**令和６年又は令和７年中の所得証明書** ※夫婦２人分の、直近（概ね令和８年５月に申請する場合は令和６年中、６月～令和９年３月に申請する場合は令和７年中）のもの ※所得証明書の発行市町村が館林市である場合は不要	△	
④	**貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類**（所得の算定と同じ年のもの）	△	
⑤	**住宅の新築工事請負契約書又は売買契約書、引渡し証明書及び領収書等の写し** ※住宅取得の場合 ※契約金額が土地・建物の合計金額である場合は、建物のみの金額がわかる書類も必要	△	△
⑥	**住宅の賃借契約書の写し及び賃料等の領収書等の写し** ※住宅賃借の場合 ※初期費用（前家賃、敷金、礼金及び仲介手数料）について申請する場合は、費用の内訳が分かるもの（請求書、明細書等）の写しも必要	△	△
⑦	**住宅のリフォームに係る工事請負契約書の写し及び領収書等の写し** ※住宅リフォームの場合	△	△
⑧	**住宅ローン契約書、返済予定表及び引き落し口座の通帳等の写し** ※住宅ローンの返済額を対象費用とする場合	△	△
⑨	**就業者（個人事業主を除く。）分の住宅手当支給証明書** ※勤務先から住宅手当の支給を受けていない場合も必要	○	○
⑩	**引越に係る領収書の写し** ※引越費用を支払った場合	△	△

◇ 上記以外にも書類の提出をお願いしたり、確認のためご連絡する場合があります。

◇ ①、⑨については、指定の様式を使用してください。

（令和８年５月１日より子育て支援課窓口もしくは市ホームページより取得できます。）

市ホームページ
二次元コード

②　交付決定通知書及び交付請求書様式の受取（申請より２～３週間後目安）

審査の結果、補助金の交付が決まりましたら「結婚新生活支援補助金交付決定通知書」及び「結婚新生活支援補助金交付請求書」の様式を申請者宛に送付します。内容を確認してください。

③　補助金交付請求書を提出

②で送付する「結婚新生活支援補助金交付請求書」にご記入、捺印の上、館林市役所子育て支援課へ提出してください。

④　補助金の振込（請求書提出より２週間～１か月後目安）

振込日についての通知はありません。通帳記帳等により「タテ）コソダテシエン」又は「タテ．コソダテシエン」からの振込を確認してください。

※交付申請時にアンケートを配布しますのでご協力をお願いいたします。

※本補助金は雑所得として課税の対象となるため、確定申告が必要となる場合があります。